

GPIF改革の施行(10月1日)に伴う 中期目標の変更(案)について

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の中期目標変更の全体像

改正GPIF法

(H28.12成立。H29.10施行)

★ ガバナンス改革

⇒ 国民から一層信頼される組織体制の確立

- ① 意思決定機関の合議制への転換
 - … 基本ポートフォリオ等の重要事項について、「運用委員会諮問後の理事長による決定」から「合議制の経営委員会による決定」へ転換
- ② 「意思決定・監督」と「執行」の分離
 - … 執行部(理事長等)を経営委員会が監督し、執行部の責任と権限を明確化

中期目標の変更

● ガバナンス改革に係る記述の追加

第3 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立

(略)①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員がその責任と権限の下で専門性やその裁量を十分発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携をとって監査等を行う。(略)

本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。

● 法改正に伴う文言の適正化

旧:「運用委員会」 → 新:「経営委員会」
旧:「監事」 → 新:「監査委員会」
旧:「適切なモニタリングの下」 → 新:「適切な監督の下」 等

● 経営委員会、監査委員会の役割に沿った記述の変更

● その他

中期目標の変更（案）の概要①

GPIF改革の施行（10月1日）に伴い、中期目標を以下のとおり変更する。

● ガバナンス改革に係る記述の追加

- ◆ 第3「2. 国民から一層信頼される組織体制の確立」を新設し、ガバナンス改革の趣旨に係る記述を追加
 - 合議制の経営委員会が法人の重要事項(※)等について議決するとともに執行の監督等を行うこと。
 - 監査委員会は経営委員会と必要な連携をとって監査等を行うこと。
 - 経営委員会、監査委員会、理事長等が相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。

(※)基本ポートフォリオ等

● 法改正に伴う文言の適正化

- 旧:「運用委員会」 → 新:「経営委員会」
- 旧:「監事」 → 新:「監査委員会」
- 旧:「適切なモニタリングの下」 → 新:「適切な監督の下」 等

● 経営委員会、監査委員会の役割に沿った記述の変更

- ◆ 第3「3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法」
 - (4)運用手法について
新たな手法の導入等に当たって、経営委員会の審議を経て議決を行うことなどを記載
 - (5)運用対象の多様化
運用対象について経営委員会は、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、検討する旨を記載

中期目標の変更（案）の概要②

◆ 第3「5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項」

- (1)モデルポートフォリオの策定、(3)基本ポートフォリオの策定

経営委員会がモデルポートフォリオ及び基本ポートフォリオを策定する旨を記載

◆ 第6「2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化」

- 関係法令に基づき、監査委員会の職務執行に必要な体制を整備する旨を記載

等

● その他

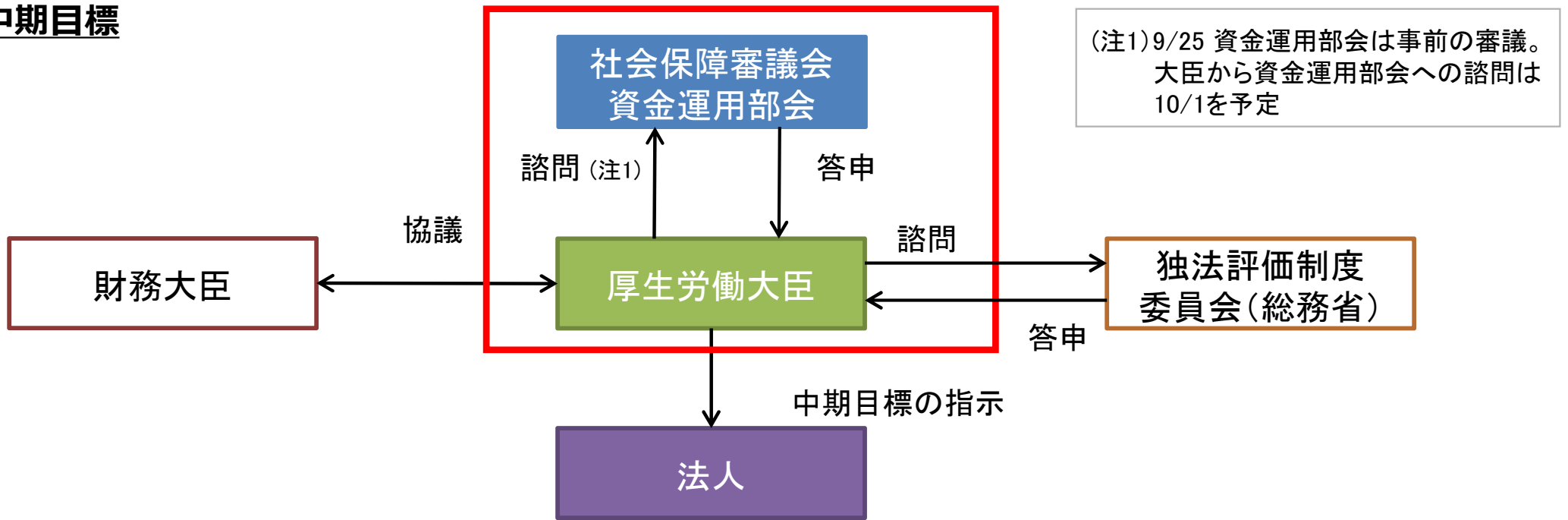
◆ 第3「4. 透明性の向上」

- 議事録及び議事概要を、それぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する旨を記載
- 個別銘柄開示に関する記載を追加

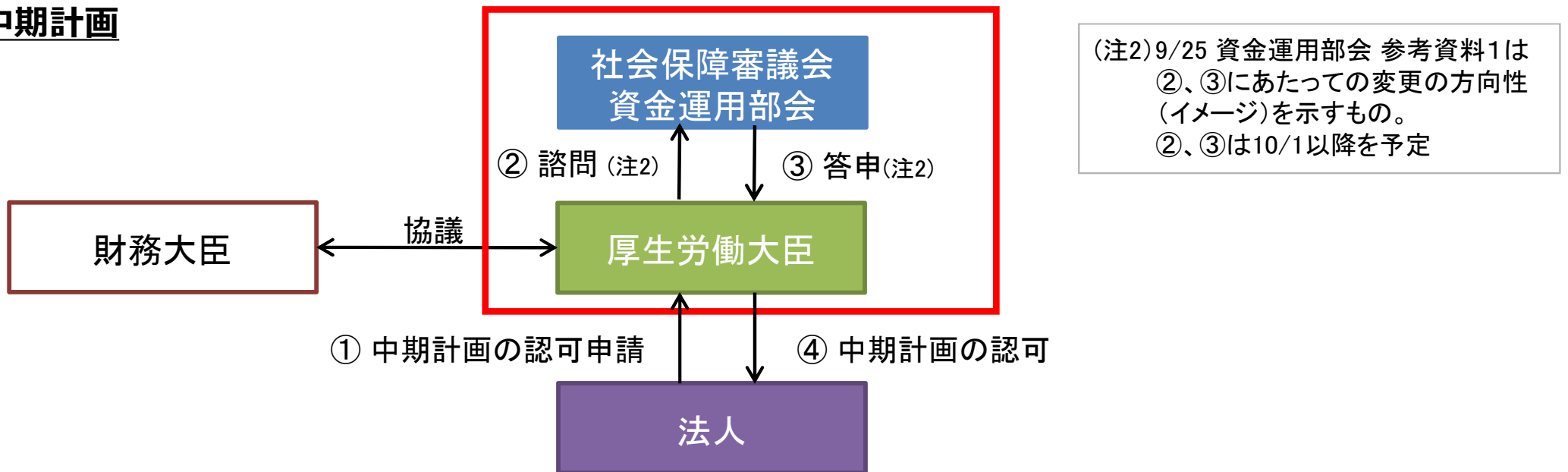
等

【参考】中期目標及び中期計画の変更の流れ

1. 中期目標



2. 中期計画



【ご参考】中期目標及び中期計画の変更に関する法律（抜粋）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見（注1）を聴かなければならない

注1) 独法評価制度委員会

（中期計画）

第三十条 中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この節において「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（略）

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年六月十一日法律第百五号）

（社会保障審議会への諮問）

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 通則法第三十条第一項（注2）の認可をしようとするとき。 注2) 中期計画
- 三 通則法第三十二条第一項の評価を行おうとするとき。